(五)　納税猶予に係る期限までに有価証券等の譲渡等があった場合

(1)　本特例の適用を受けた者で納税猶予を受けているものが、その納税猶予に係る期限までに、本特例の対象となった有価証券等又は未決済デリバティブ取引等の譲渡又は決済等をした場合には、その納税猶予に係る所得税のうち当該譲渡又は決済等があった有価証券等又は未決済デリバティブ取引等に係る部分については、その譲渡又は決済等があった日から四月を経過する日をもって納税猶予に係る期限とする。

(2)　本特例の適用を受けた者で納税猶予を受けているものが、その納税猶予に係る期限までに、本特例の対象となった有価証券等又は未決済デリバティブ取引等に係る契約の譲渡又は決済等をした場合において、その譲渡又は決済等に係る譲渡価額又は利益の額が国外転出の時に課税が行われた額を下回るとき等は、その譲渡又は決済等があった日から四月を経過する日までに、更正の請求をすることにより、その国外転出の日の属する年分の所得金額又は所得税額の減額をすることができる。

(六)　納税猶予に係る期限が到来した場合の取扱い

本特例の適用を受けた者で納税猶予を受けているものが、その納税猶予に係る期限の到来に伴いその納税猶予に係る所得税の納付をする場合において、その期限が到来した日における有価証券等の価額又は未決済デリバティブ取引等の決済による利益の額が本特例の対象となった金額を下回るとき等は、その到来の日から四月を経過する日までに、更正の請求をすることにより、その国外転出の日の属する年分の所得金額又は所得税額の減額をすることができる。

(七)　二重課税の調整

(1)　居住者が本特例に相当する外国の法令の規定（以下「外国転出時課税の規定」という。）の適用を受けた有価証券等又は未決済デリバティブ取引等の譲渡又は決済をした場合における事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その外国転出時課税の規定により課される外国所得税の額の計算において収入金額に算入することとされた金額を当該有価証券等の取得に要した金額とし、又は当該未決済デリバティブ取引等の決済損益額から当該外国所得税の額の計算において算出された利益の額の減算等をする。

(2)　本特例の適用を受けた者で納税猶予を受けているものが、その納税猶予に係る期限までに本特例の対象となった有価証券等又は未決済デリバティブ取引等に係る契約の譲渡又は決済等をした場合において、その所得に係る外国所得税を納付することとなるとき（当該外国所得税に関する法令において、当該外国所得税の額の計算に当たって本特例の適用を受けたことを考慮しないものとされている場合に限る。）は、当該外国所得税を納付することとなる日から四月を経過する日までに、更正の請求をすることにより、当該外国所得税の額のうち当該有価証券等又は未決済デリバティブ取引等に係る契約の譲渡又は決済等により生ずる所得に対応する部分の金額として計算した金額は、その者が国外転出の日の属する年において納付することとなるものとみなして、外国税額控除を適用することができる。

(八)　贈与、相続又は遺贈により非居住者に有価証券等が移転する場合

次に掲げる要件を満たす居住者が有する有価証券等又は締結している未決済デリバティブ取引等に係る契約が、贈与、相続又は遺贈（以下「贈与等」という。）により非居住者に移転した場合には、その居住者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、その贈与等の時に、その時における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして算出した利益の額若しくは損失の額により、当該有価証券等の譲渡又は未決済デリバティブ取引等の決済があったものとみなす。

(1)　その贈与等の時において有している有価証券等及び契約を締結している未決済デリバティブ取引等のその贈与等の時における有価証券等の価額並びに未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして算出した利益の額又は損失の額の合計額が一億円以上である者

(2)　その贈与等の日前一〇年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間として一定の期間の合計が五年超である者

(2)　非居住者である親族に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除の適用について、次の措置を講ずることとした。（所得税法第一二〇条、第一八五条、第一九〇条、第一九四条、第一九五条、第一九五条の二、第二〇三条の三、第二〇三条の五及び別表第二～別表第四関係）

(一)　確定申告において、非居住者である親族に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除の適用を受ける居住者は、これらの控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及びその非居住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を確定申告書に添付等しなければならない。

(二)　給与等又は公的年金等に係る源泉徴収税額の計算において非居住者である親族に係る配偶者控除、扶養控除又は障害者控除に相当する控除の適用を受ける居住者はこれらの控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類を提出等しなければならないこととする。

(三)　給与等の年末調整において、非居住者である親族に係る障害者控除、配偶者控除、扶養控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする居住者は、これらの控除に係る非居住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにする書類等を提出等しなければならないこととする。

3　配当所得となる配当等の範囲に、投資法人の出資総額等の減少に伴う金銭の分配のうち一定のものを加えることとした。（所得税法第二四条及び第二五条関係）

4　利子等又は配当等の受領者の本人確認の方法について、本人確認書類を提示する方法に代えて、その受領者である個人の署名用電子証明書その他の電磁的記録を送信する方法によることができることとした。（所得税法第一〇条、第二二四条及び第二二四条の三～第二二四条の六関係）

5　個人が納付する不当景品類及び不当表示防止法の課徴金及び延滞金の額は、必要経費に算入しないこととした。（所得税法第四五条関係）

6　非居住者の恒久的施設と事業場等との間で、国内不動産の譲渡所得又は貸付対価等の国内源泉所得を生ずべき資産の当該恒久的施設による取得又は譲渡に相当する内部取引があった場合には、当該内部取引は、その資産の内部取引の直前の価額とされる一定の金額により行われたものとして、当該非居住者の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算することとした。（所得税法第一六五条の五の二関係）

二　法人税法の一部改正関係

1　法人税の税率を次のとおりとした。

(一)　各事業年度の所得に対する税率について、普通法人の税率を二三・九パーセント（改正前二五・五パーセント）とする。（法人税法第六六条及び第一四三条関係）

(二)　各連結事業年度の連結所得に対する税率について、普通法人である連結親法人の税率を二三・九パーセント（改正前二五・五パーセント）とする。（法人税法第八一条の一二関係）

2　欠損金の繰越控除制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（法人税法第五七条、第五八条及び第八一条の九関係）

(一)　青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の一〇〇分の五〇（改正前一〇〇分の八〇）相当額とする。